

2012年11月7日

最高裁の特別抗告棄却を弾劾する

眞壁とし子氏代理人

弁護士 大口 昭彦

記

1 会社と癒着し、会社の意向を迎えて違法不当な解雇を行ったキヤノン電子労働組合に対する地位保全仮処分命令申立事件について、最高裁第一小法廷はこのほど、眞壁氏の特別抗告を棄却する決定を送ってきた。

2 理由は、例によって「違憲を言うが、その実質は原決定の単なる法令違反を主張するものであって、・・・」という、あのおきまりのものである。

こうして、年金加入者固有の権利の蹂躪、不当労働行為に対して、最高裁は目をつぶったのである。何が「憲法の番人」であろうか。「強者の番〇」にすぎないことが歴然としている。

3 まさに木で鼻をくくる、この遁辞によって、これまでにいかに多くの憲法違反の事態が認容され、人民が泣かされてきたことであろうか。

原発問題一つをとってみても、日本のこのひどい状況を現出したことについて、おきまりの遁辞を弄し続けてきた最高裁に、大きな責任のあることが明白である。

4 かねてより最高裁の高度の政治性・御都合主義が指弾され続けてきたのであるが、最近では、例えば橋下府知事（当時）の名誉毀損事件問題がある。最高裁は、名誉毀損事実・損害の存否という、「法令違反」の問題ですらない上告事件について、地裁・高裁判決を敢えて覆して、同知事を救済したのであった。

5 このような存在でしかない最高裁による決定には、何の権威も根拠も無い。

キヤノン電子労働組合による違法不当な解雇を正当化するものではない。眞壁氏の不屈の闘志は、必ずや今後の本案訴訟に於いて、勝利をもぎ取るであろうことを、代理人団は確信している。